

実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の概要

企業会計基準委員会 専門研究員

稲田真由子

I はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2026年2月27日に、実務対応報告第48号「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下「本実務対応報告」という。）を公表した¹。

本稿では、本実務対応報告の概要を紹介する。なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見であり、ASBJの見解を示すものではないことをあらかじめ申し添える。

II 公表の経緯

2025年2月4日に国会に提出された令和7年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律案」において、防衛特別法人税が2026年4月1日以後に開始する事業年度から課されることとされていた。これを受け、ASBJは、2025年2月に補足文書「2025年3月期決算における令和7年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」（以下「防衛特別法人税補足文書」という。）を公表した²。

防衛特別法人税補足文書では、防衛特別法人税に関して、2025年3月31日に終了する事業年度の決算での税効果会計の適用における取扱いを整理した一方で、当期税金に係る取扱いに

ついては特段の情報を提供しておらず、当該法案成立後、防衛特別法人税の創設に対応した会計基準等の改正を行う予定であるとしていた。

その後、2025年3月31日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法」（令和5年法律第69号）が改正され、防衛特別法人税が創設された。各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、2026年4月1日以後に開始する各事業年度において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から基礎控除額（年500万円）を控除した金額に4%の税率を乗じて計算した

¹ 本実務対応報告の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb-j.jp/jp/practical_solution/y2026/2026-0227.html）を参照のこと。

² 2025年2月に公表された防衛特別法人税補足文書の全文については、ASBJのウェブサイト（https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/20250220_02.pdf）を参照のこと。

補足文書は、企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針（以下「企業会計基準等」という。）を追加又は変更するものではなく、企業会計基準等の適用にあたって参考となる文書である。